

石巻市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力により、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応することで、将来にわたって活力ある地域の維持を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し取り組むものとする。

- (1) 地方創生のための産業・企業の振興に関すること。
 - (2) 地域の安全・安心に関すること。
 - (3) 観光振興、シティセールスに関すること。
 - (4) 健康増進に関すること。
 - (5) スポーツ、文化振興に関すること。
 - (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙で協議の上、別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、関係団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、当該有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかにより書面による解約の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはな

らない。ただし、法令に基づく場合又は事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報等の取扱い）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（疑義等の決定）

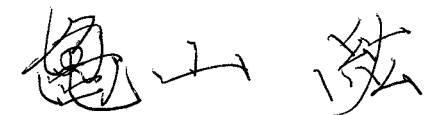
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月23日

甲：宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長



乙：宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5番27号

三井住友海上火災保険株式会社

執行役員 東北本部長

